

多元的社会的自己記述をめぐって

前 田 穰 *

On the self-description of functionally differentiated society

Yutaka MAEDA

要 旨

一般的システム論に基づく社会の自己準拠論にせよ、成員のシステム表象の問題にせよ、社会の自己記述は要の位置を占めるはずである。しかし、機能的に分化し、価値関係の錯綜した現代社会の自己記述には、多様な価値領域にまたがる「多価値文脈的」整序が必要という論理的難問がある。現代の組織は、分化した一領域を焦点に形成されているのが通常で、他の分野に関する決定には個人にはない制約がある。議会制民主主義にみられるように、個人の決定を集計した結果を基礎として社会的選択を行うのはこのような問題への対応にもなっている。

社会科学もマス・メディアも、社会の自己記述をにやうとき、このような問題にどのように直面しているか検討する。マス・メディアの場合、技術的経済的变化は、寡占化を促進し特に放送においてこの困難を増大させる方向に作用してきた。最近の技術的变化は、社会の自己記述に新しい困難を予想させるが、他方この状況を変化させる新しい可能性を期待させる。

I 問題の背景

1.1 社会の自己記述

たとえば、「何々会」と称する自発的結社では、しばしば主として会員宛に「何々会報」という出版物を出す。それは、その会の状況の観察に基づいて成員によってつくられ、成員によってなされた活動や活動予定、会をめぐる状況などを記述する。成員はそれによって、会についての(新しい)情報を得るし、それに反応して活動する。これはその名も示すようにその自発的結社の自己記述(自己描写)をなしているといえよう。種々の学会の出す「何々学会ニュース」といったものも例にいれることができよう。別にこれは、印刷物によって行われるとは限らないので、たとえば、会の大会における口頭でなされる活動報告などは会報にその内容が記載されなくてもそれ自体で自己記述の一部をなしているといえる。

これと類比的に全体社会についてもその自己記述を考えることができる。その社会の成員によってその社会についてなされ、少なからぬ成員に影響をおよぼしその社会の状況に影響する

記述をその社会の自己記述ということができよう。しかし、少なくとも現代社会では、上述の「何々会」の例とは違って、公式の自己記述がありそれが誰にも明かという状態は稀であろう。これは、全体社会の自己記述が現代社会で遭遇している困難を暗示している。機能的に分化した現代社会では、その分化の故に一層「全体」についての情報が望まれるといえようが、まさにその分化のために、全体社会の自己記述は特有の問題に直面する。しかし、社会の成員の観点を重視する立場、成員のその社会状態に対する観察を重視する立場においては、この自己記述という観点は、無視できないはずである¹⁾。また、自己組織性、自己言及、自己準拠、オートポエシス（自己産出）などといわれる観点が²⁾、社会学の外部からの有効な枠組として単に紹介される点を越えて、社会学的に全体社会のレベルで適用されるなら、この自己記述という問題を少なくとも全体社会のサブシステムとの関係で具体的に解明する必要があると思われる。

現代社会において社会の自己記述をになうのはまず第一にマス・メディアであり、それも今日の意味でのプレス、すなわち、印刷とかぎらず電波その他の方法により、公衆の関心事に関する情報を、一般公衆に、規則的に、タイムリに、大量に伝達することを業務とする組織（阪本、1987 a）が中心であるが、社会科学もその一翼をになうはずである。公権力も無視できないが、本稿では割愛する。

以下で取り上げるのは、社会の自己記述が、社会の価値的、機能的な分化のために当面する問題点であるが、それに先立ち、問題点を明瞭にするため対照となる状況を例示的に一瞥しておこう。

1.2 統合的伝統的社会

実生活で生じる個々の場合について正しい行動の仕方を規定しているカズイスティク³⁾の役割を慣習が果たしていたときには、諸社会領域の価値間の相克の解決はそこで個々に与えられていた。あらかじめある場合は家族的価値が貫徹する行動が指定されており、ある場合は経済的価値が優位する行動が指示されているという形で、相競う価値の間で判断を迫られるという事態は避けられていた。制度が慣習の性格を帯びていればいるほど、そしてそれによって個々の行為を律することが可能であればあるほど、新しく諸価値間にまたがる困難な決定をする必要が少ないわけである。

イデオロギー的なレベルについてみても、近代以前の社会では、諸価値領域の独立性という認識を許さず、宗教的・道徳的秩序によって政治的關係も経済的關係も包摂されるものという社会把握がその特徴をよく示すものである。宋以後中国で、また朝鮮・日本・東南アジアの諸国で教学の中心となることの多かった朱子学の祖である朱子が、自然の条理と道徳規範の一致の理念に沿い、物の理をきわめることを徳性の涵養から理想社会を実現する政治にいたる一連の過程に包含したのは、世界を一元的なコスモスとして把握するその典型的な例の一つであろう⁴⁾。無論、西欧中世のキリスト教世界においても相似したものがあリ、中世の法について、法は神的世界秩序の一環でありしたがって当然に永遠にして改変すべからざるものであったといわれる（Cierke, 1954）のは⁵⁾、ここで問題にしている新しい決定の否認と秩序の一元性とに関して象徴的である。

II 多元的価値社会の記述

2.1 構造分化とその記述における問題

記述というが、それが評価の問題を伴わざるを得ないのは、ハーバースの「背後仮説」という概念をまつまでもなく、問題設定ということはある価値観点の選択を前提にするというウェーバー以来の社会科学の一つの伝統的見解の通りである。そして、評価は異質の複数の基準を取り扱う必要があるとき、困難に直面する。

一般的には社会の分化が進行したときこの問題が表面化した。言説とその対照となる行為複合という区別を用い、後者を実行複合と呼べば、実行複合の水準での構造分化は、実行のレベルでの対立を隔離によって回避する可能性をもたらした。言説はあるいは実行複合の分化を導き、あるいはその分化に反対し必ずしもその分化と行動を共にするものではないが、その分化に従いそれを言説の純化に利用することは通例の状態である。学問の専門分化は多くこの実行複合の分化に従う形態を示しているわけである。もちろん、これに逆らった動きもあったし、社会学におけるいわゆる総合社会学はまさしくそうであったが、百科全書的という悪評をこうむった。

この点において、中間的な位置を占めるのが、分化した諸領域に全体社会におけるそれぞれの機能を配する方法である。パーソンズのAGIL図式が、ある程度の成功を収めたのもその例といえよう。しかし、この複数の機能基準を設定する方法が多元的社会的社会としての記述に伴う困難を解決しているわけではない。T. パーソンズにおいては、諸価値領域に統合的な整序があることを前提にしているのでこの難点は回避されると見られやすいが、必ずしもそうではない。この点はT. パーソンズの構想を継いだ、富永健一・吉田民人・小室直樹の機能要件分析がその論理的問題点の指摘を受けた点にも現れている⁵⁾。

分化した社会では、諸価値の統合が問題となるが、この問題に対する態度は社会学者によって無論ことなる。たとえば、T. パーソンズとN. ルーマンはともに機能主義的立場に立ち、ひところ隆盛をきわめた二分法では闘争派に対する統合派に属すると見られているが、この問題ではかなりの相違がある。T. パーソンズは、諸価値の間に諸社会ではことなる強調があるが、それぞれの社会では、諸価値には統合が存在するという考え方に属する。そして利害は対立するが、価値は相互に調整されているということになる⁶⁾。これは、諸社会—文化領域の分化につれてそれぞれの領域を導く価値の間の対立が厳しくなると見たウェーバーとは分かれる⁷⁾。

N. ルーマンは、T. パーソンズとは異なり、現代社会で価値が相互に矛盾のないパターンをなしているという見方を否定する。近くは(N. ルーマン、1991:73-74)、次のような趣旨のことを述べている。階級的に構成された社会では、(上層階級の価値やあるいは「極端を避けるメタ徳」としての正義といった)「上位価値」が存在し全体社会的実効性を持ったが、機能分化の現代社会では価値間の関係に不決定性がある⁸⁾。

こういう立場は、先述のT. パーソンズ流の観点に比較して全体社会の具体的な記述を企てるには、論理的困難の大きいものであるが、特に最近N. ルーマンが各分化領域に対してそれぞれの機能の同定を越えた分析を試み、各機能領域はそれぞれ固有の二分法コード、たとえば、科学における真か偽か、法システムにおける正(正当)か不正(不当)か、に基づくオペレーションで動くものとみるに至って、論理的問題が明確化した。科学は、真偽の二分法コードに基づいて作業するわけであるが、そこで真偽だけでなく美—醜、善—悪などの異なる二分法コードを包摂する社会、全体社会の記述が、真偽の二分法コードだけでできるかという問題が先鋭化する。

N. ルーマン (1991) に見られるように、たとえば、経済システムを全体社会のサブシステムとして位置づけるとき、この困難がはっきりする。たとえば、経済成長が社会の真の豊かさ、福祉の増大を意味するかをめぐる意見の対立はこの手近な例示となる。この問題に対して、経済政策の原理を追求する厚生経済学で用いられる社会的厚生関数という用語を借りていえば、もし、社会がその幸福度を測るに足るただ一つの一貫した社会的厚生関数をもつとすれば、今の問題は解決される。かつて、社会的厚生関数に関して、熊谷尚夫 (1957: 382,102) は、その「存在そのものは深く問われることなく、それは厚生経済学にとってはひとつの所与として仮定されてきた」が、「かかる社会的評価が事実上いかにして形成されるかは、社会の政治組織の問題である」と述べた。ここで熊谷が、経済に関する社会的評価の形成を政治的組織によると限定している点は批判されるべきであるが、科学としての経済学が全体社会的評価の主体になり得ないことには変わりはない。先述のように、このような評価は原理的に言えば、各種の価値間のその都度ではあれ整序を含むものである。

2.2 現代社会での価値判断の優越的主体

その価値関係の整序を担い得るのは現代社会では何であると考えられているか。社会的厚生関数の概念は、極度に抽象的であるから、熊谷のいう「社会の政治組織」が専制的であれ、民主的であれ、社会的厚生関数の概念自体から排除されるわけではない。しかし、議会制民主主義においては、有権者個人が価値判断の究極の主体であり、社会の政治組織は、それに問い、その個々人の意志決定を社会的に集計する組織であるというのが建て前である。それ故にこそ、「社会的選択と個人的価値」と題して三つ以上の選択肢に関する選好序列の一貫性と非専制性とが必ずしも両立しないことを示したアローの著作 (Arrow, K.J., 1951) があれほどの反響を呼んだわけである。

社会的決定に際して、合意に達するのに困難なばあいには、多く単なる利害の対立という形ではなく、異なる原則によってそれぞれが正当化されているばあいである。原則の対立は足して二で割ることはできず、異なる基準の間に橋をかけるのは困難であるからであることはいうまでもない。個人に統一的な「効用関数」を考えるより、複数の人々にまたがるそれを考える方が困難なのは間違いないだろう。ここで、特に社会的決定の方式が問題になるわけである。

このような社会における社会的選択の方式として社会的に制度化されたものの代表としては、政治の領域における多数決原理と経済における市場の原理をあげることができる。

市場は、その社会での経済的問題における選択を市場の自由競争を通じて決定している。この問題に関しては、異なる効用関数を持つ消費者が中心問題で、市場の提供する多様な選択肢のなかからおのれの効用関数に従って自由に選択するという形で異なる効用関数をもつ多数者の選択を解決する。何をどれだけ誰のために生産するかという社会的決定が、すなわち社会の経済問題の解決が、選択肢を明示しそれぞれの長短を明らかにして統一的な意思決定に達するという形態によらず、分散的になされる市場における個々の経済主体の自発的選択の相互連関を通じて達成されるという構造である。これは、逆にいえば、そういう構造による決定をその社会的選択が許す性質のものであることによる。また、問題になっているのが、それぞれの背後にどのような効用関数をもつにせよ、貨幣という一つの尺度によって媒介可能という意味で一次的といえる諸決定の関係であることがそれを許しているといえる。

この市場における決定に並んで、多数決というような個人の意思決定にもどした形態で解決が図られることが多くなるのは、個人の自由あるいは平等の問題の関連が大きい、諸価値間の対立を含む問題が、単に意思決定の結果が (たとえば、利潤の大きさというような) 一次元

的な成功の大きさで測られる場合とことなり、集合的に統一的な基準を達成しにくいと、以下で述べるようにこのような論理的難問に強いという個人的決定の性格が有利となるためでもある。

猪木武徳（1987：187）が、近代の計画経済思想における政治の経済支配を難点と指摘するかたわら、フランク・ナイトを借りて注意しているように経済力による政治支配も許容され難い。たとえば、営利法人の政治献金は、最高裁は社会通念上要請されるものとして違憲とはしていないが、自然人と異なる扱いを主張する有力学説もあり（阪本昌成、1987b：194）、また一般的に少なからぬ批判がある。また、あるアメリカ連邦最高裁判決は、株式会社の目的を株主の利益の実現に置き、政治的信条を異にする少数株主は、株式を転売する自由があるとして、政治的支出を認めている〔同上〕。しかし、これは、場合によって株主の政治的信条の相違によって、経済的損失は強いものという批判、さらに従業員の利益を等閑視しているという批判も当然ありえる。

これを一般化していえば、諸価値領域への社会組織の分化が進行するとそれと表裏して、ある価値領域を焦点に成立した社会組織はその価値領域に関してはその参加者間に基本的合意があるとしても、とりわけ関係者が増加するほど、他の価値領域に関してはオープンであるのが原則であり、言い換えれば、中立であり、関係者の他の価値領域における選択を左右すべきでないというモデルが、一元的な価値体系をもつ社会に対して、多元的社會を特徴づけるものとなる。異なるコードにまたがる選択を個人以外の社会的組織の選択に委ねることは、この「論理的」困難を少なくとも何らかの問題点の存在の意識として表面化させる危険が少なくないものであり、陰に陽に回避される傾向があるとしても自然であるといえよう。

それに対して、現代社会において、思想の自由、表現の自由はまず第一に個人に帰属するものであり、個人はいかなる決定も自由である。個人も意思決定の不能に陥ることもありえるが、集団の場合よりは少なく、特に多くの価値領域にまたがる場合に少ない。N. ルーマン（1991：112-113）は、未知のリスクを含む市場での合理性を自他の誤った決定に耐え得るという意味での「たくましさ」にもとめる見解に触れているが、いま論じているのは、一つの価値尺度ではなく複数の価値尺度にまたがる決定という意味での「多価値文脈的決定」に耐え得るたくましさである。

2.3 多数決原理の意味

多数決原理が内容的に正しい決定を生み出すといえるか否かについては、むろん論議が分かれている。たとえば、清宮四郎（1967）は、多数決の結果として生まれる多数の判断に「正しさ」を見いだすことができるとする者もルソー⁹⁾を始めかなりおり、中間的なものとして多数決の繰り返しにおいて終局的に正しさが勝利するという吉野作造・尾高朝雄・横田喜三郎らの立場もあるが、かれ自身は宮沢俊義・和田英夫らと同じく多数決は正しさを保証しないとする。

しかし、ここで焦点においているのは、形式と内容の双方でその正しさに合意が得られる事態から、内容の正しさについての合意が困難になる事態への変化に伴う問題である。

多数決原理は、（諸価値領域にわたる多価値文脈的な）社会的決定における論理的困難を投票する個々の個人に転嫁している。なるほど諸個人の意思決定においても、ある個人は論理的困難に直面して決定不能に陥るかも知れないが、それによって多数決による全体としての決定が不可能になるわけではない。ある者は強力な上位価値をもちそれによって選択肢を強引に序列化して選択できるかも知れない。ある者は、ある主張者に対する同一視からその主張に反対論を吟味することなく賛成するかもしれない。また、ある者は手続きとして第三の区別を導入

してその結果によって決定するかも知れない。例えば、占い、ジンスなどもそのような第三の手続きになり得る。また、可視性という点でも社会的決定よりもそれを構成する個々の決定の方が一般的には小さいため、後者の方が決定方式の自由が大きい。特に無記名秘密投票は、典型的である。世論の場合も、特に統計的処理に依存する世論調査のばあいは、相似た効果をもつ。

多数決について、次の二つの場合を区別できる。①一堂に会して討論をへて採決として行われる場合。これを討論的多数決と呼んでおく。②個々に分散して意思決定が行われそれが集計される。統計的多数決と呼んでおく。そして、ここで取り上げているような論理的困難に関しては、討論的多数決よりも統計的多数決の方が耐性があるといえる。代議制とは、①と②とを組み合わせた方式であるが、大規模な場合、その正当化は多く代議員を選出する②の統計的多数決に負う。

大澤真幸(1991:58)が、投票や代議制は、最終的な決定が、まさに各個体=主体の権威ある意志決定の「合理的」な反映=集計であることを擬制する制度化された手続きであるといい、重要なのは「擬制」であって、実際に個体の意志決定が合理的に集計されなくても、社会の大方の成員が、合理的であると認知していれば、その手続きは十分に実効的なものとなりうるわけだから、アロウの証明以来、学者たちに知られるようになった「投票のパラドックス」は、制度としての民主主義を全然脅かさないと補足していることは、今のばあいにも妥当する。

ルソーが、個人の意志決定と社会的意志決定の間に本質的な乗離を認めていないのに対して、ジメルは、ルソーを評価し、多数決を全体の統一性、集団意志を前提にし、さまざまな志向をもつ諸個人化から統一をつくりだすものと強調しながら、個人の志向と集団の志向の間にある乗離を本質的なものと考えた。多数決では自分の信念に反することにも協力しなければならない。この個人の固有の生命と社会的な全体の固有の生命との二元性は、原理的には融和されない悲劇的なものという(ジメル、1994:212)。本稿の問題領域に限って言い直せば、集団が、複数の価値に関する決定を行う問題性を本質的と考えたことになる。

III マス・メディアによる社会の自己記述

3.1 分析の視点

ルーマン(1991:第二章のIX)は、機能的分化の図式にしたがって多数の二値コードとそれによって自律的なサブシステム群とからなる現代全体社会の叙述には、多値論理でも十分でないとして述べているが、このように理論的には困難な複雑な価値の関係づけを、すなわち経済の全体社会での位置づけを、経済を人格化した要求が埋めているという。あえて彼の意を汲んで強調して言えば経済を企業幹部に矮小化した日常道徳的要求が経済の全体社会での然るべき位置づけに取って代わっていると嘆いている。

しかし、N. ルーマンのように本来あるべき複雑な価値の関係づけが欠如し、単なる日常道徳的な要求がなされていると観察するだけでは不十分で、世論の実質的な内容とは別にその形式的意味を適切に問題と関連づけるのが先決である。言い換えれば、複雑な価値の関係づけを一方で個人的なレベルでの関係づけに還元しつつ、他方それを利してともかくも全体社会的な関心の焦点をそのつど構成し得ている点を見るべきであろう。以下これを試みる。

ここで、誤解をさけるために一言いえば、社会の自己記述といってもむしろ社会のすべてを取り上げることは有り得ず、マス・メディアによる記述であれば、それ特有の内容になることは当然であり、またマス・メディアは社会の自己記述にのみ関わるものではないことも当然の

ことで、それはマス・メディアの機能の一つの側面をなすに過ぎない¹⁰⁾。

3.2 プレスによる記述と世論の関係

世論概念は、竹内郁郎(1993)をまつまでもなくきわめて多義的であるが、かれの立てた諸規定の対立項からの選択によって、ここでの世論概念を明らかにしておこう。ここでは、①近・現代における世論事象を考え、②個人的意見の集合的分布として把握し(ただし極端な操作的定義をとるものではない)、③多数意見だけでなく少数意見も含め、④社会的・政治的決定への有為なインパクトの存在を必要条件とは考えず、⑤合理的討論と理性的判断をその特質とはみなさない。

このような世論概念は、政治的デモクラシーは政治に多数決原理を持ち込んだが、政治以外の分野にも関わる問題についても世論という形式が価値関係の複雑化した現代社会の現実処理の方式として登場したということを防げない。

マス・メディアと世論の関係はいうまでもなく、密接である。

世論形成の社会的エージェントとして最も注目されてきたのはマス・メディアである(竹内郁郎、1993)。これが、一つの関係であるが、ここで問題にしている社会の自己記述の重要な一環は、世論の報道である。そこには、自ら形成したものを客観的に存在するかのよう報道するという側面もむろんありえる。

マス・メディアは、世論を報道するが、皆を拘束する決定を下すわけではない。その標準的形式は、意見の分布を示し、各個人の判断の参考にするというものである。これは、多数決形式、それも先ほどの区分でいって、「討論的多数決」に対してだけでなく「統計的多数決」に比較してもさらに多くを論理的難点に強い個人の決定に委ねる形式である。世論調査で把握される意見は、典型的には個人単位であってその数がものをいう。ある意見の社会的影響力にとって匿名の個人の数が多いという点では無記名投票に似ている。各個人の平等の発言権という理念をその背後にもつ点でも共通している。

マス・メディアは、世論を反映するという形式をとることで、議会制民主主義に相似の立場を得る。そういう形でおのれの行う社会の記述を正当化し得る。視聴率も現在は個人ベースとは言いきれないが、この機能を担い得るものである。しかし、この方式のカバーできる範囲には必ずから限界がある。

3.3 表現の自由と社会の自己記述

言論の自由を擁護する議論としては、常に引かれるミルトン(1953)の『アレオパチティカ』における真理発見の手段としての有効性の主張が早いものであるが、合衆国憲法・人権宣言が生まれた18世紀末のアメリカ・フランスでは、言論の自由は広く人間の自然権と考えられた。しかし、自然法思想の後退に伴って、真理に達する手段としての有効性により大きなウエイトがおかれるようになった(芦部信喜、1968:180)。

奥平康弘は、表現の自由の根拠を次の4点に求めている¹¹⁾。①諸個人が自己を発展させ、実現させるうえで不可欠。②これにより誘発される自由な討論は、社会過程にとっての真実探求の手段。③政治的に国民主義・民主主義のために必要。④社会秩序に安定性をもたらす。一般的に言って、法学的議論では、表現の自由は経済的自由などに優る優越的地位にあるとされるが、表現の自由の根拠は表現はさまざまだが、上述の①、②、③に対応して、①個人的意義、②知識過程の意義、③政治的意義の3点があげられるのが通常であるようにみえる¹²⁾。

これらの根拠は、個人的人格権とも称される①を除いて、マス・メディアが送り手として表

現の自由を主張する根拠になり得る。その欲するところを自由に報道し得るという観念からみれば、諸価値の間に如何なる関係を設定しようと送り手内部の問題を除けばかまわないことになるように思える。送り手と受け手の立場に相互に互換性があり誰もが送り手になり得ると考えられるなら、そういうこともできよう。言い換えると、市場への参入退出に障害のない完全市場のアナロジーが成り立つならば。しかし、周知のように新聞や放送のように送り手が大規模化し、送り手と受け手である一般国民との分離が顕著になると、「表現の自由の保障を実質化するために、それを「受け手」の立場から再構成することの必要性」がきわめて大きくなった（芦部信喜、1974：6）。かくて、市場—自由競争原理は、その条件を失い、多数の受け手に対して寡占の立場にある送り手は「公平原則」に従うことが求められるに至る。

公平原則は、その先駆者、1979年のアメリカのFCC連邦通信委員会の報告書では、次のように表現されている。「自己の施設を通じて放送される特定番組の選択に関する被免許者の裁量が、放送時間が与えられるに足る重要性のある事項に関する合理的な立場をすべて提供する相当な機会を与えるように行使された場合にかぎり、放送は全体として国民のための言論の自由のメディアとして維持することが可能となる」（芦部信喜、1974：19-20）。何が「放送時間が与えられるに足る重要性のある事項」であり、何がそうでないかを判定する権利は、究極的には誰がもつのか。ここまで来れば、言論の自由の観念のもとに送り手が自由に送り出す内容を決定できるという幸福は失われ、本稿で組織の決定に関わる難問として述べてきたことがその不吉な姿を現していることがわかる。

イギリスの「新聞評議会」は、新聞の独占化・寡占化傾向に対する批判を受けて業界の自主規制機関として始まり、公衆の代表を交えて新聞界のオンブズマン的機関の色彩を加えるに至ったが、伊藤慎一（1974）は、新聞の政治的な面に関する新聞評議会の見解に関して次のように述べている。評議会が新聞は政治機構の一部であって、本質的に党派的であるから、個々の新聞の〔傾向〕責任を追求するより業界の中にある多様性に期待するとしていることに対しては、反論がありえる。たとえば、どのようにすれば多様性が実現できるかという難題にぶつかる。

しかし、はっきりした争点をめぐる対立する当事者間の公平な扱いはむしろまだ容易な方であって、本質的な困難は、異なる価値領域の間の綱引きにある。マス・メディアを歴史的に先導してきた新聞が持って持った政治との特別な関係は、新聞においてすら既に過去のものと見るべきであって政治が独占的地位を要求しえないことははっきりしている。受け手側での異なる価値領域の間の綱引きの身近な例は、家庭でのチャンネル争いである。これに対しては、公平原則もあまり意味をなさない。わが国の放送法の教養・報道・娯楽などの放送番組間の調和の原則¹⁹⁾は、これに関係するが、むしろ論理的には曖昧な地位にある。

3.4 当面の問題—新しい技術的变化の意味

一方、これまで寡占化の方向へ進んできた技術—経済的变化は、受け手の側での多チャンネル化、それを可能にしたそれによってより促進される送り手側の多チャンネル化の方向の可能性を示し、現実にもその方向に向かっているように見える。これは、ブレスの表現の自由の伝統的根拠とされてきた「思想の自由市場」の条件の再建という面ももち、それ故に組織としてのブレスに自由を許すものである。最近のアメリカにおける公平原則の後退、日本における放送規制の緩和（田村重信、1994：141）などの背景にはこれもある。個人の選好により密着したコミュニケーションを可能にする技術的条件が満たされてくるとすれば、社会の自己記述が直面している一つの難問が深刻の度を緩めることになる。

しかし、これは同時に社会の自己記述を新たに別の難問に直面させる。かつて「メディア・

イベント論」を展開したカツツら (Katz et., 1981) は、多くのマス・メディアが社会を再分化する方向に作用しているのに対して、イベントの生中継によって同時経験の機会を多くの人々に提供するテレビは人々を統合化するメディアであると期待した (竹内郁郎、1984)。公平原則や番組調和原則による規制を不要とするほど細分化され多様化されたテレビというものが可能となるとは、そのようなメディアに社会の記述という機能が果たせるかという疑問を生じさせる。そこに公権力の登場を危惧しあるいは期待する向きもあろうが、来るべき新しい可能性に目を向ける方がよいように思われる。

注

- 1) 参照、前田 穰 (1971、1982、1992、1993)。理解社会学といわれる流れにおいては、特に社会科学者の使用する概念は日常的行為者の常識的構成物からの二次的構成物であるというシュッツ (Schütz 1932) 以降、社会成員の全体社会の状態に対する観察が重要な問題として取り上げられて当然と思われるが、必ずしもそうではない。それは、解釈学派のミクロへの志向によると思われるが、マクロ的分析を重視している T. パーソンズにおいても、実は行為者の視界は限定される傾向を有していた (前田 穰、1982、1994)。
- 2) 用語・概念は論者によってさまざまだが、手近なところではたとえば、次を参照。N. ルーマン (1993)、特に50-58頁。マトゥラーナ、H.R.=F.J. ヴァレラ (1991)、今田高俊 (1986)。
- 3) 手近なところで、阿部吉雄他編 (1974)、同 (1975)。
- 4) 参照、高柳信一 (1981: 15)。
- 5) 橋爪大三郎・志田基与師・恒松直幸 (1984) は、弱順序の合成の問題という形で問題にしているが、もし、各基準の評価が基数であらわれ、加算できるとすれば論理的非一貫性は生じない。しかし、それは、現実的妥当性に欠ける。
- 6) パーソンズ&スメルサーは、(契約) 制度を、利害の対立を克服する裁判に類比している: Parsons, T. and N.J. Smelser 1957: 102-113 (パーソンズ=スメルサー 1958: 155-171)、特にp.112の注2 (パーソンズ=スメルサー 1958: 171の注11)。また、制度における統合も諸価値間というより価値と動機の統合が問題視されている: Parsons, T 1951: 38-39 (パーソンズ 1974: 44-45)。
- 7) たとえば、同胞愛の倫理的合理化に伴う他の諸分化領域の論理との相克を軸にしたものとして、ウェーバー (1972)。
- 8) 極端を避けるメタ徳としての正義は、たとえば、プラトンの「国家」における正義が該当しよう。参照、プラトン (1979: 414A-442D)。
- 9) ルソー (1994: 47-48) の見解は、各個人の意見の相違が中間集団に集約されるのではなく、まぢまぢの純個人的な動機に発する部分 (に対応する票数) は [統計的に] 相殺されることによって全体の利益に一致する結果が残るといふものと解する。これが一般意志が発現するメカニズムであるから、「部分社会」が存在しないことが肝心だといふ。彼の見解は、多数決の内容上の正しさを大数法則にも似た考え方で導いている点が特色である。中間団体の排除は、集団的統合過程を重視するケルゼン (1985) らとは逆であり、一般意志の発現メカニズムについて本稿と同じような解釈を採っているラッセル (1956: 177) も、「ロシアとドイツ (ことに後者) の独裁性は、部分的にルソーの教えの帰結である」といふが、それには、全体主義哲学の利用を許した抽象的で不明確な「一般意志」の概念の役割が大きいと思われる。
- 10) マス・コミュニケーションの全体社会レベルでの機能については、標準的には、以下を参照。リップマン1987 (Lippman 1922)、ラスウェル1968 (Lasswell 1948)、マクウェール、D.1985 (Mcquail

- 1983)。
- 11) 奥平康弘 (1983: 97)。なおこれは、Emerson, T.I. (1963) を受けている。
- 12) むろん皆がそうではなく、たとえば、小林節 (1994: 76-77) は、「人格的価値」と「民主主義的価値」を表現の自由の意義の核であるとして、「思想の自由市場」の条件の空洞化を考慮してか、知識的意義をはずしている。
- 13) 参照、川崎政司 (1994: 119)。

文 献

- 芦部信喜 1968 「現代における言論・出版の自由」東京大学社会科学研究所1968『基本的人権 4 各論1』東大出版会
- 芦部信喜 1974 「「知る権利」の理論」内川芳美・岡部慶三・竹内郁郎・辻村明著『現代の社会とコミュニケーション第3巻 言論の自由』東大出版会
- 阿部吉雄他編 1974 朱子學体系第1巻『朱子學入門』明德出版社
- 阿部吉雄他編 1975 朱子學体系第13巻『日本の朱子學下』明德出版社
- Arrow, K.J 1951 Social Choice and Individual Values.
- Emerson, T.I. 1963 Toward a General Theory of the First Amendment, 72 Yale L.J. 877:878-886.
- Gierke, Otto v. 1954 Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd.3. Akademische Druck- u. Verlagsanstalt, Graz.
- ジンメル 1994 『社会学』上巻、居安正訳、白水社
- 橋爪大三郎・志田基与師・恒松直幸 1984 「危機に立つ構造-機能理論——わが国における展開とその問題点」『社会学評論』35-1
- 今田高俊 1986 『自己組織性』創文社
- 猪木武徳 1987 『経済思想』岩波書店
- 伊藤慎一 1974 「社会的勢力としての新聞」内川芳美・岡部慶三・竹内郁郎・辻村明編『現代の社会とコミュニケーション第3巻 言論の自由』東大出版会
- Katz et al. 1981 In defense of media events. In R.W.Haigh et al. (ed.), Communication in the twenty-first. John Wiley & Sons.
- 川崎政司 1994 「日本における放送政策の現状と課題」根岸毅・堀部政男編『放送・通信新時代の制度デザイン：各国の理念と実態』日本評論社
- Kelsen, H. 1929 Von Wesen und Wert der Demokratie, Mohr
- ケルゼン 1985 (Kelsen 1929) 『デモクラシーの本質と価値』西島芳二訳、岩波文庫
- 小林 節 1994 「放送と表現の自由」根岸毅・堀部政男編『放送・通信新時代の制度デザイン：各国の理念と実態』日本評論社
- 熊谷尚夫 1957 『厚生経済学の基礎理論』東洋経済新報社
- ラスウェル 1968 (Lasswell 1948) 「社会におけるコミュニケーションの構造と機能」シュラム編学術院大学社会学研究室訳『マス・コミュニケーションの総合的研究』東京創元社
- リップマン 1987 (Lippman 1922) 『世論』上下、掛川トミ子訳、岩波書店
- ルーマン、N. 1991 『社会の経済』春日淳一訳、文真堂
- ルーマン、N. 1993 『社会システム理論』上、佐藤勉訳、恒星社厚生閣
- 前田 稜 1971 「経営と国民経済」富永健一編著『経営と社会』（ダイヤモンド社）

- 前田 穰 1982 「社会構造と成員の視界—社会体系論の問題点を中心に—」『研究紀要』第4巻3号
(青森大学・青森短期大学学術研究会)
- 前田 穰 1992 「経済システムと市民—経済意識と経済の社会的評価—」『経済社会学会年報』XIV
- 前田 穰 1994 「経済意識と経済の社会的評価—モニターとしての社会の一面—」大石泰彦教授古稀記念論文集刊行会編『現代経済社会における諸問題—大石泰彦教授古稀記念論文集—』第3巻(東洋経済新報社)267-287頁
- マトゥラーナ, H.R.=F.J. ヴァレラ 1991 『オートポイエーシス:生命システムとは何か』国文社
- マクウェール, D. 1985 (Mcquail 1983) 竹内郁郎他訳『マス・コミュニケーションの理論』新曜社
- ミルトン 1953 『言論の自由—アレオパゼティカー』石田憲次郎他訳、岩波書店
- 奥平康弘 1983 『表現の自由』有斐閣
- 大澤真幸 1991 『資本主義のパラドックス』新曜社
- Parsons, T. 1964 (1951) The Social System, Free Press.
- パーソンズ 1974 (Parsons 1951) 『社会体系』佐藤勉訳、青木書店
- Parsons, T. and N.J. Smelser 1957 Economy and Society, Routledge and Kegan Paul.
- パーソンズ=スメルサー 1958-1959 (Parsons, T. and N.J. Smelser 1957) 『経済と社会』I・II 富永健一訳、岩波書店
- プラトン 1979 『国家』上下、岩波書店
- ルソー 1994 『社会契約論』桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波書店47-48頁
- ラッセル 1956 『西洋哲学史』下巻、市井三郎訳、みすず書房
- 阪本昌成 1987a 「「知る権利」の意味とその実現」『ジュリスト』(臨時増刊) No.884、1987.
- 阪本昌成 1987b 「精神活動の自由」佐藤幸治編『憲法II』成文社
- Schütz, A. 1932 Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt: Eine Einleitung in die verstehende Soziologie. Spriger.
- シュッツ 1982 (Schütz 1932) 『社会的世界の意味構成』佐藤嘉一訳、木鐸社
- 清宮四郎 1967 「多数決の前提条件」日本法学33巻4号(日本大学法学会)
- 竹内郁郎 1993 「世論」森岡清美他編『新社会学辞典』、有斐閣
- 田村重信 1994 「日本における放送制度の見直しと制度緩和」根岸毅・堀部政男編『放送・通信新時代の制度デザイン: 各国の理念と実態』日本評論社
- 高柳信一 1981 (1968) 「近代国家における基本的人権」東京大学社会科学研究所『基本的人権 1 総論』東大出版会
- ウェーバー 1972 「世界宗教の経済倫理 中間考察」マックス・ヴェーバー『宗教社会学論選』大塚久雄・生松敬三訳、みすず書房

Summary

As in other disciplines, we can find many sociologists argue that the viewpoint of self-organizing system, self-reference, or self-observation is useful and necessary in sociology. But we have few substantial analysis in theory of society based on such a point of view. In this paper, *the concept of self-description of society is considered as an important tool in the analysis of society focused on perspective of its members. And self-description of society, as typically carried out by television, is shown to be faced with difficult problems caused by the fact that modern society is functionally differentiated and values there do not constitute an integrated pattern in the clear way.* Now the self-description of society is usually carried out by some big organizations, mainly press and public authorities. In modern society, individual persons are assumed to have freedom of speech, that of expression. But Big organizations in monopolistic conditions, as usual in nowadays, are not necessarily allowed to behave as they like, to ensure people to get enough information about various views of public issues and about several kinds of activities in many differentiated fields. Then there come fairness doctrine and principle of balancing of several types of programs. As logical problem, however, this is difficult one. How can we evaluate different values and make them "balance" in front of their conflicts? *To overcome these difficulties, we may try to put self-descriptions of society on more individual basis, making use of new technologies to make multi channels of information possible, though we then have the problem how people get self-description of society from many, various, and widely distributed sources of information.*